



厚生労働省北海道労働局発表
平成28年8月24日

【担当】
厚生労働省
北海道労働局労働基準部安全課
電話:011-709-2311(内3552)

木造家屋建築工事現場の7割強に改善を指導 道内17労働基準監督署(支署)が一斉安全パトロールを実施

- 1 北海道労働局(局長 田中 敏章)では、木造家屋建築工事における労働災害が多発する中、リーフレット(別添)を作成して木造家屋建築工事関係団体等に配付し自主的取組を促すとともに、7月12日(火)に、道内17労働基準監督署(支署)において木造家屋建築工事を行っている78現場に対し、一斉安全パトロールを実施した。
- 2 パトロールにおいては、78現場中56現場(71.8%)に対し、労働安全衛生法令などにに基づき改善を指導した(添付資料のとおり)。
墜落・転落災害を防止するため重要な設備である、足場に関する指導が44現場(78.6%)と最も多かった。その指導の内容みると、特に、物体の落下防止対策の不備(24件、33.3%)、足場の手すり及び中さん等の設置の不備(21件、29.2%)等、死亡災害に直結する墜落・転落災害防止対策が不十分な現場が依然として多く見られた。
- 3 その結果、平成28年7月末現在の死傷者数は、70人と前年同期比22人(45.8%)増となっているが、対前年比の増加率は、若干減少する傾向をみせ始めている。
北海道労働局では、今後とも木造家屋建築工事現場で墜落・転落等による労働災害を防止するため、木造家屋建築工事現場の労働災害防止に向けて取組を進めることとしている。

添付資料

- 1 具体的な改善指導状況
- 2 リーフレット

具体的な改善指導状況

1 全般的な改善指導状況

(1) 全体で78現場中56現場において改善指導(指導率71.8%)を実施

(2) 改善指導実施56現場についての主な指導事項

- ・足場に係る指導..... 44現場(78.6%)
- ・躯体(建物)に係る指導..... 36現場(64.3%)
- ・電動丸のこ盤等に係る指導..... 9現場(16.1%)

2 主な設備ごとの改善指導状況

(1) 足場設置現場(72現場)についての足場に係る指導(44現場:61.1%)

の主なもの

- ・物体の落下防止のための幅木等の設置が不適切..... 24現場(33.3%)
- ・墜落防止のための手すり及び中さん等の設置が不適切
..... 21現場(29.2%)
- ・作業開始前の点検を実施していない..... 10現場(13.9%)
- ・安全な昇降設備が設置されていない..... 10現場(13.9%)
- ・足場の組立て等作業主任者の職務・氏名の周知が不十分... 6現場(8.3%)

(2) 躯体工事(71現場)についての躯体に係る指導(36現場:50.7%)の

主なもの

- ・内側への墜落を防止するための防網の設置、安全帯の使用等が不適切
..... 25現場(35.2%)
- ・木造建築物の組立て等作業主任者の職務・氏名の周知が不十分
..... 16現場(22.5%)
- ・安全な昇降設備が設置されていない..... 11現場(15.5%)

(3) 電動丸のこ盤等使用現場(69現場)についての電動丸のこ盤等に係る指導

(9現場:13.0%)の主なもの

- ・手持ち式電動丸のこのカバーが不備..... 7現場(10.1%)
- ・電路の途中に有効な漏電遮断器が設置されていない..... 2現場(2.9%)